

令和6年度 特別支援教育就学奨励費の申請について

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市では市内の小・中学校に在籍し、心身に障がいのある小中学校の児童生徒の保護者で、所得が認定基準以下の方を対象に、児童生徒の就学に要する経費の負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の支給を行います。

この制度によって、小学校及び中学校での学習にかかる学用品費、通学用品などの一部が援助されます。(上限あり)

1. 援助を受けられる保護者

次の①または②に該当する児童生徒の保護者

①市立小中学校の支援学級に在籍する児童生徒

②障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒(別紙1参照)

※就学援助と重複して申請できます。ただし、支給対象費目は限定されます。

2. 対象となる経費

①学校給食費 ②通学費 ③職場実習交通費【中学校】 ④交流学习交通費 ⑤修学旅行費
⑥校外活動費(宿泊を伴わないもの) ⑦校外活動費(宿泊を伴うもの)【小学校5年生・中学校2年生】 ⑧学用品購入費(ノート、筆記用具など)・通学用品購入費 ⑨新入学児童生徒学用品・通学用品購入費【小・中第1学年】(ランドセル、上靴、通学用靴、制帽、雨具のほか学校生活・学校行事で使うもの) ⑩オンライン通信費(インターネット環境の整備にかかる費用)

- ※1)学用品購入費、通学用品購入費は令和6年4月～令和7年1月31日までに購入したものが対象。
2)新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(小・中第1学年のみ)は、令和6年1月～令和6年4月30日までに購入したものが対象。ただし、ランドセルについては、この限りではない。
3)生活保護制度及び就学援助制度を受けている世帯は、交流学习交通費、職場実習交通費のみが対象。

3. 認定段階の算定基準と補助経費

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により認定段階を決定し、その認定段階により、補助する経費や金額が異なります。認定段階は、年度毎に決定します。

令和5年1月から令和5年12月までの全世帯の所得の合計金額が一定限度額以下であること。

認定段階	算定基準	補助対象の経費
I	所得額が需要額の1.5倍未満	①～⑩
II	所得額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満	①～⑨
III	所得額が需要額の2.5倍以上	③、④
	生活保護制度・就学援助制度適用世帯	

※ 認定されるまでは、保護者の立替払いとなります。

- ① 所得状況により援助の可否を審査しますが、世帯の所得が確認できない時は審査できません。
所得の申告は必ず済ませておいてください。(収入の無い方も申告が必要です。)
- ② 限度額については、所得の控除の内容、家族の人数、年齢等により基準額は変わります。

4. 申請方法

受給を希望される場合は毎年度申請書の提出が必要です。

申請書及び調書に必要事項を記入のうえ下記の期間に、学校へ提出してください。

(申請書は市立各小学校・中学校、または教育委員会事務局教育指導グループにあります。)

5. 申請期間

令和6年6月24日(月)～令和6年7月19日(金) [土・日曜・祝日を除く]

* 上記期間内に申請し、認定された場合は、令和6年4月1日からの適用となります。

なお、令和6年7月19日以降も随時に申請いただけますが、認定された場合は、申請受付日以降の適用となります。

6. 申請に必要な書類

①大阪狭山市特別支援教育就学奨励費支給申請書(様式第1号)

※学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒については、身体障害者手帳または療育手帳の写し及び医師の診断書が必要となります。

②特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第2号)

③令和6年1月2日以降に本市へ転入された方は、本年1月1日にお住まいの住所地の最新年度の市府民税課税所得証明書(同一世帯の収入のある方全員の証明書が必要です。)

④オンライン通信費の整備にかかる契約書もしくは請求書(審査確定後に第I段階の家庭のみご提出ください。また、前年度提出していただいている家庭については、提出不要です。)

☆学用品購入費等の補助を受ける際に必要です。

必ず、領収書またはレシート等(品名・金額が明記されているもの ※原本)を大切に保管しておいてください。

*原本の提出がないと補助を受けることができません。

7. 審査結果について

審査結果は、令和6年10月上旬までに学校を通じて通知します。

8. 支給時期・方法について

1回目は令和7年3月上旬、2回目は令和7年4月下旬を予定しています。

問い合わせ 大阪狭山市教育委員会事務局 教育部教育指導グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
電話 072-366-0011(代)